

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 御荘造園開発（株）
業者の住所 : 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2 0 3 - 2
- 2 指名停止措置期間 : 平成 2 1 年 9 月 9 日～平成 2 1 年 1 1 月 8 日（2ヶ月間）
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域
- 4 事実概要
公正取引委員会は、愛媛県が発注するのり面保護工事の入札において、独占禁止法第 3 条に違反するものとして、御荘造園開発（株）他 1 社に対し、平成 2 1 年 6 月 3 0 日、審判審決を行った。
- 5 指名停止措置理由
御荘造園開発（株）が、独占禁止法第 3 条に違反するものとして、公正取引委員会より審決を受けたことは「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成 1 7 年第 4 8 号）別表第 2 第 4 号（独占禁止法違反行為）に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 4 会社発注工事に関し、又は関係区域内における業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第 1 1 号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通 4 - 1 - 2 2

アーバンエース三宮ビル 1 2 階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026